

防火管理者を定めなければならない防火対象物等

1. 消防法施行令別表第一 六項ロ、十六項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物（同表十六項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物にあっては、同表六項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、**収容人員が十人以上のもの**
2. 消防法施行令別表第一 一項から四項まで、五項イ、六項イ、八及び二、九項イ、十六項イ並びに十六の二項に掲げる防火対象物（同表十六項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物にあっては、同表六項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、**収容人員が三十人以上のもの**
3. 消防法施行令別表第一 五項ロ、七項、八項、九項ロ、十項から十五項まで、十六項ロ及び十七項に掲げる防火対象物で、**収容人員が五十人以上のもの**
4. 新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が五十人以上のもの（外壁及び床又は屋根を有する部分がイ、ロ又はハの規模以上である建築物であって電気工事等の工事中的のもの
 - イ 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方米以上である建築物
 - ロ 延べ面積が五万平方米以上である建築物
 - ハ 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上である建築物
5. 建造中の旅客船（[船舶安全法第八条](#)に規定する旅客船をいう。）で、収容人員が五十人以上で、かつ、甲板数が十一以上のもののうち、進水後の旅客船であってぎ装中のもの